

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年第2回定例会（第5日）

足立区議会会議録

速報版
(第11号)

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時00分開会

○ただ太郎議長 これより本日の会議を開きます。

事務局長より諸般の報告をいたします。

[大谷博信事務局長朗読]

○ただ太郎議長 これより日程に入ります。

日程第1、第2を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第70号議案 足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

第71号議案 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第3、第4を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第64号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例

第65号議案 権利の放棄について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決い

たします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第5、第6を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第82号議案 足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第83号議案 足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第7から第9までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第66号議案 足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

第67号議案 足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第68号議案 債権の放棄について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第10、第11を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第84号議案 財産の処分について

第85号議案 建物売買代金請求訴訟に関する和解について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

30番ぬかがが和子議員。

[ぬかがが和子議員登壇]

○ぬかがが和子議員 ただいま議題となりました第84号議案 財産の処分について、第85号議案 建物売買代金請求訴訟の和解についてに対し、日本共産党足立区議団を代表して討論を行います。

本議案は、古庄ビル内にある★★駐車場の清算

処分に関わる議案であり、賛成をいたしますが、この案件を教訓化するためどうしても指摘せざるを得ないことがあるため、討論を行うものです。

もともとこの駐車場は、株式会社足立都市活性化センターが公共駐車場として造ったものでした。平成3年7月、国が特定商業集積整備法を制定し、民法法中小小売商業振興法を改正したことを受け、区が資本金10億円のうち、92.3%を出資、つぎ込んで、株式会社足立都市活性化センターを立ち上げ、商業振興まちづくり計画の制定など、商工行政のほとんどを委託、丸投げし、旧本庁舎の跡地利用までやらせました。民間会社をつくればうまくいくかのように描いてスタートしましたが、僅か13年で、掲げた目標も達成しないまま解散する事態となりました。

★★公共駐車場は、平成8年12月、期間30年間の建物譲渡特約付定期借地契約で古性氏などが所有する土地を借り、古性氏が経営する古庄ビルと活性化センターとの共同事業で造られました。活性化センターは、★★駐車場整備基金特別融資を受けて、一番お金が掛かる地下部分に駐車場を造りました。区からの補助金を一切もらわなくても、独立採算でやっていけるとばら色に描いて強行しましたが、2度黒字になっただけで、結果として駐車場建設に掛かる約3億円の債務などが残り、区が引き継ぎました。

この事業スキームは、今では考えられないほど特定事業者に至れり尽くせりの異常なもので、当初から繰り返し我が党だけが指摘したとおりの結果となりました。

まず、古庄ビルの地下に造る駐車場を公共駐車場だとして、株式会社都市活性化センターが、イニシャルコストとして公的資金7億3,400万円投入して、建設してあげました。単なる民間商業施設ビルの駐車場ですから、そのビルには駐車場附置義務があり、ここに公費を投入したというわけにはいかないため、130台の駐車場のうち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

附置義務分31台分を除いた99台分が公共駐車場だとしてスタートしました。

ランニングコストも異常なものでした。事実上、古庄ビルの商業施設の利用者のための駐車場でしたが、区側が区分所有していた99台分の駐車場の地代を年間900万円払い続けて公共駐車場だとしていました。地価相場が下がっているのに、途中で200万円地代を値上げしていました。次に、附置義務分の31台分を年間376万円払って、区側が借り受けました。理由は、一括管理を行った方がよいかとの理由でした。こうして商業施設の地下駐車場を一体管理する権限を得た足立区側は、管理運営を年間2,000万円で指定管理に委ねることにしましたが、その指定管理先が何と単独指定で、古庄ビル側の関連会社でした。

古庄ビル側は自分の商業ビルの駐車場を区に造ってもらって、しかも毎年3,270万円余を手に入れ続けてきました。ちなみに、古性氏は当時の自民党の足立総支部長でした。平成21年の最終補正予算審議では一括管理で得た駐車場収入は3,800万円ありましたが、区に歳入されたのは僅か70万円で、合計4,000万円が古庄ビル側に入っていたこと、駐車場の管理費と称してビル全体の清掃費用まで区側が払っていたことが明らかになりました。

区は区民の税金を投入し、92.3%の株を持つ最大株主として、株式会社都市活性化センターに代表取締役社長をはじめ、多くの役員を派遣してきました。共同事業者に至れり尽くせりの運営をしてきたことを含め、このような事態を招いたことは善管注意義務違反に当たるのではないかと繰り返し指摘してきても、区は責任を棚に上げ、駐車場の公共性を強調し、税金を投入してでも維持しなければならないと主張し続けてきました。

結局、近藤区長の就任後の平成26年度に公共駐車場を放棄し、単なる民間駐車場とすることで、管理運営費用や附置義務31台分の借受け分の費

用はなくなりましたが、それでも区所有分99台分の駐車場の地代を10年間払い続けざるを得ず、総額約12億円の税が特定企業につき込まれてきました。当時区長は、この古庄ビル、そしてPPP官民パートナーシップ第1号の東京芸術センター「シアター1010」を運営していた株式会社足立コミュニティ・アーツ、こちらも代表取締役は古性氏でした。この三つについて三つの負の遺産とし、解消に尽力する姿勢は評価するものです。

本議案は、期間30年間の建物譲渡特約付定期借地契約の切れた令和5年を契機とし、区分所有していた財産を処分すること、古庄ビル側と建物売買金請求訴訟の和解をすることについての議案ですが、この負の遺産の総括をしっかりと行う必要があります。質疑した建設委員会では、かつて私も繰り返し指摘してきた、中途解約できる規定がない契約の在り方などを課題とし、リーガルチェックの強化体制を図ってきた旨の答弁がありました。同時に、最大の教訓は、力の有るものや声の強いものになびくことが、公共の利益に反するという、住民ニーズを最優先して区政運営をしなければいけないということではないでしょうか。教訓をしっかりと生かした区政運営を行うことを強く求め、討論を終わります。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第12、第13を一括議題といたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[大谷博信事務局長朗読]

第69号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例

第86号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第14を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第87号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算（第5号）

○ただ太郎議長 本案について、執行機関の説明を求めます。

副区長。

[勝田実副区長登壇]

○勝田実副区長 ただいま議題となりました議案につきまして御説明を申し上げます。

第87号議案は、令和7年度足立区一般会計補正予算（第5号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,973万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,510億9,092万9,000円と

するものであります。

今回の補正の内容につきましては、歳入につきましては、当支出金を増額いたしましたものであります。歳出につきましては、定額減税一体支援給付の支給事務を増額いたしましたものであります。

よろしく願いいたします。

○ただ太郎議長 本案について発言の通告がありませんので、所管の総務委員会に付託いたします。

この際、審議の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時24分再開

○ただ太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、総務委員会が開会され、先ほど付託いたしました第87号議案が審査され、お手元に配付のとおり委員会の審査報告書の提出がありました。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第15を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

5受理番号12 有効ないじめ対策の実施を求める請願

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

6 受理番号 1 2 放射能汚染から子どもの健康を守るため、汚染土・除染土の安全管理と再生可能なエネルギー政策を進めるよう求める陳情

6 受理番号 1 4 2025年度の国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情

○ただ太郎議長 本件につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

5 受理番号 1 2 について、長谷川たかこ議員から、6 受理番号 1 2 について、はたの昭彦議員から、それぞれ発言の通告がありますので、これを許します。

最初に、3 4 番長谷川たかこ議員。

[長谷川たかこ議員登壇]

○長谷川たかこ議員 有効ないじめ対策の実施を求める請願が文教委員会で不採択されたことに対し、反対の立場で討論をいたします。

いじめ被害者が救われていない現状が少なからずここ何年も生じている中で、いじめ防止対策推進法と、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの遵守、いじめの未然防止教育を徹底させることが急務です。

文部科学省の調査では、いじめ認知件数や不登校者数は増加の一途をたどっています。文部科学省の2020年度不登校児童生徒の実態調査では、不登校児童生徒のうちの約25%が、不登校のきっかけは嫌がらせ、いじめと回答しています。いじめ被害者には登校できない、登校しても学級に入れない、時には命を失うなど悪影響が出ています。また、いじめ加害者が24歳までに犯罪者になる確率は、いじめ加害者ではない子供の6倍という研究もあります。このようにいじめの問題はゆゆしき問題です。

そのような中で、足立区はいじめ重大事態の調査は、国の求めている調査に本当に準じているのかという疑問をお持ちの専門家がおられます。以下

専門家からの御指摘です。いじめ防止対策推進法では、いじめに関しては学校の設置者に責任が有る、学校に責任が有ると記載されており、いじめの重大事態が発生した場合は、学校や教育委員会が行ってきた教育に問題はなかったかも調査されます。ですから、第三者的な公正による第三者調査委員会による調査をすることとされています。しかし、重大事態の発生を把握していながらも第三者的な調査委員会を設置しない事例があり、問題があるのではないかという見解を示されています。

令和6年度、足立区の不登校者数は1,542名、この中の何名がいじめ被害者であるかは不明ですが、学校や教育委員会が遵守しなければならない法律が、いじめ防止対策推進法第23条4項です。そこには以下のように書かれています。学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒は、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる措置を講ぜよ、つまり、いじめ被害者の教育を受ける権利を守るために、いじめ行為をした者を教室以外の場所で指導をと書かれています。

しかし、被害者が別室学習を行うことはよく聞き及びますが、いじめ加害者が別室で学習を受けているという話は確認されておりません。いじめ対策を抜本的に行い、いじめを根絶させるためには、委員会でもっと深く議論を交わし、いじめ防止対策推進法といじめの重大事態の調査に関するガイドラインを遵守し、いじめの未然防止教育を強く進めていくことが急務です。大切な未来有る子供たちを守るために、足立区として全力で取り組むことを強く求めます。以上のことから、私の反対討論とさせていただきます。

○ただ太郎議長 次に、29番はたの昭彦議員。

[はたの昭彦議員登壇]

○はたの昭彦 ただいま議題となりました、6 受理

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

番号12 放射能汚染から子どもの健康を守るため、汚染土・除染土の安全管理と再生可能なエネルギー政策を進めるよう求める陳情について、委員会での不採択に反対し、採択を求め討論を行います。

本陳情は、福島原発事故から14年が経過した今も溶け出た燃料、核燃料デブリは1グラムも取り出せず、汚染土と汚染水は増え続け、汚染土は除染土として再利用を進めようとし、また、地震が頻発する中で国が再稼働を進めることで、新たな被害の発生を危惧する685人の区民から出されたものです。

地震と津波の影響で電源と冷却機能を失われる可能性は、2006年3月1日の衆議院予算委員会で我が党の吉井英勝議員が、大規模地震によってバックアップ電源の送電系統が破壊されるということがあり、循環させるポンプ機能そのものが失われるということも考えなきゃいけない、その場合には、炉心溶融という心配も出てくることをきちんと頭に置いた対策をどう組み立てるのかと指摘していましたが、政府は原発の安全神話に固執し、対策を取りませんでした。

この事故により大量の放射性物質が放出され、地域社会に甚大な被害をもたらし、自治体丸ごとの避難など多くの人が避難を余儀なくされ、故郷も奪われました。原発が抱える危険性と事故被害の深刻さとともに、2年近い稼働原発ゼロにより日本社会が原発なしでもやっていけることも明らかになりました。事故から14年以上たちますが、いまだ収束とは程遠く、原子炉建屋への地下水などの流入により汚染水が増え続け、溶け落ちた核燃料デブリは状況把握すら困難を極め、取り出しの見通しも立ちません。

福島第1原発事故により拡散された放射能汚染物は足立区にも到達し、汚染された土は小学校64校、中学校30校、公園14か所、保育園8か所に埋設されました。当初、これらの情報は適切

に管理されず、職員の異動時に申し送りも不十分だったため、民営化された保育園の園舎建て替え時に掘り起こされる事故も発生しました。身近な場所に放射能汚染土が埋まっているながら、どこに埋まっているのか簡単には分からないことに不安の声が上がるのは当然です。また、毎年の猛暑や豪雨災害の頻発など、地球温暖化による影響が深刻化する中で、気候危機対策は、原発に依存することなく、再生可能エネルギーの更なる活用の促進が求められます。

陳情項目に対し区も一定の対応をされていますが、かつて近藤区長が「日本で一番地球にやさしいひとのまち」と、の表明にふさわしい施策展開としては、十分だと言い切れるものではありません。更に区民の不安や期待の声に応える努力を求め、討論といたします。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

この採決は3回に分けて行います。

最初に、5受理番号12について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

次に、6受理番号12について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

次に、6受理番号14について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

件は委員会の報告のとおり決しました。

配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件につきましては、各常任委員会において特定事件の調査が終了するまで、閉会中も引き続き継続調査に付したいと思いをします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、さよう決しました。

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第16を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

5受理番号7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情

外31件

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 本件につきましては、常任議会運営並びに特別委員会の各委員長から、目下委員会において審査中の請願・陳情32件を、会議規則第74条の規定により、既に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、いずれも閉会中の継続審査に付したいと思いをします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、さよう決しました。

○ただ太郎議長 次に、日程第18を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

議員の派遣について

○ただ太郎議長 本件につきましては、会議規則第127条の規定により、利根川治水同盟治水大会へ議員を派遣したいと思いをします。

お諮りいたします。

既に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、さよう決しました。

————— ◇ —————

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第17を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

常任委員会の特定事件の調査について

○ただ太郎議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

区長より発言を求められておりますので、これを許します。

区長。

[近藤やよい区長登壇]

○ただ太郎議長 本件につきましては、各常任委員会委員長から、所管事務のうち、特定事件の調査についてを会議規則第74条の規定により、既に

○近藤やよい区長 令和7年第2回足立区議会定例

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、6月30日に開催されました総務委員会において、補正予算案の概要資料の算定に誤りがございました。またこれを御質問いただいた際に、担当の管理職の方が誤った答弁を申し上げます。このことは議案審査の根幹を揺るがし、私どもと区議会との信頼関係を損ねる行為でございます。改めて、この場をお借りしておわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

各所管で部長、課長の予算の算定、そしてまた、財政課との予算の調整、副区長、私との予算と段階を踏んでおりますが、基本的に、今までは提出される概要については数字的な誤りはないというような前提ですとか、一つ一つ見積りを取っているということを前提にして話を進めてきた面もございました。場面、場面で一つ一つ必要な書類を提出させるなど、改めて厳密な予算の算定の方法を確立してまいりたいと思います。執行機関一同、真摯に努めてまいりますので、是非、これからも御指導いただきますようお願いを申し上げます。また、本日は定額減税一体支援給付の支給事務に関する補正予算につきましても御決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、今後、物価高騰の先行きが全く見通せない現状でございますので、区としても何らかの支援が必要だと認識をしております。タイミング、規模、手法につきましては早急に今検討を進めているところでございますので、一定程度方向が定まりましたら、改めて皆様方にお諮りをしてまいります。これから、いよいよ令和8年度の予算の中身の取りまとめが本格化してまいります。特に今回の本会議でいただいた様々な御意見、御要望等を踏まえまして、皆様方に御納得いただける予算をまとめ切ることができるよう注力をしてまいります。

誠にありがとうございました。

○ただ太郎議長 以上で、令和7年第2回足立区議会定例会を閉会いたします。

午後1時40分閉会

議長	ただ太郎
副議長	くぼた美幸
議員	杉本ゆう
議員	たがた直昭

速報版